



無災害で明るい年を

2010年1月号

二戸労基署ニュース

新年あけましておめでとうございます

私たち労基署職員一同は、県民の皆様の期待に応えられるよう、働く人の法定労働条件の確保・改善、安全と健康の確保、迅速適正な労災補償を図るべく全力で業務を行ってまいりますので、本年もよろしく願いいたします。

◇改正労働基準法の説明会

労働基準法の一部（割増賃金等）が改正され、平成22年4月1日から施行されます。下記説明会において改正労働基準法の説明も行いますので、ご参加をお願いします。

◎2月19日（金）午後1時00分 改正育児・介護休業法説明会

場所：二戸市 カシオペアメッセ・なにやーと（定員30名、参加費用無料）

（改正労働基準法の説明は、時間の関係で改正内容の概要になります。）

☆問合せ先：岩手労働局雇用均等室（電話 019-604-3010）

◎改正労働基準法の主な改正内容は、次のとおりです。

1 「時間外労働の限度に関する基準」の見直し関係

・「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使当事者は限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引上げるよう努めること等とされます。

2 法定割増賃金率の引上げ

- ・月60時間を超える法定時間外労働に対して、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。
- ・引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度（代替制度）を設けることができます。
- ・中小企業には当分の間適用が猶予されます。

3 時間単位年休

・労使協定により年次有給休暇を時間単位で付与することができるようになります。

◇労働災害発生状況（平成21年1月～12月、未確定値）

- ・死亡労働災害： **3件**（前年同期比 **+1件**）
- ・休業4日以上：**94件**（前年同期比 **-5件**）

二戸・久慈地域産業保健センターを活用してみませんか？

無料で健康相談に応じます。0195-23-4466まで

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 TEL0195-23-4131まで。